

はじめに

ラムリサーチは、複雑でダイナミックなグローバル半導体業界の一翼を担っており、リスクを監視管理する責任あるサプライチェーンを優先させながら、技術の向上に努めています。当社は、倫理的で弾力性があり、多様性に富んだサプライチェーンの育成に取り組んでいます。当社は、人権、責任ある鉱物調達、気候変動による環境への影響など、サプライチェーンにおける重要な問題に焦点を当てています。業界内のコラボレーションを推進するというコミットメントの一環として、当社は、Responsible Business Alliance®（「RBA」）などの複数のマルチステークホルダー組織に積極的に参加しています。RBAのメンバーとして、またラムのコアバリューに則って、当社はその業務運営においてRBA行動規範を遵守し、サプライチェーン全体を通じて継続的な改善を推進することを約束します。

このグローバルサプライヤー行動規範（以下「本規範」といいます。）は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、国連の「グローバル・コンパクト」、国際労働機関の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、およびRBAの「行動規範」を基礎としています。本規範は、サプライヤーがRBA行動規範に則り国際的に認められた基準を活用し、社会的・環境的責任と企業倫理を推進することを奨励しています。

コンプライアンス、エンゲージメントおよびパフォーマンス

法令およびRBA行動規範の遵守

当社は、サプライヤーが世界中で異なる法的・文化的環境で活動していることを認識しています。本規範の主要原則は、人権、環境、安全衛生、倫理、マネジメントシステムに関する国際基準だけでなく、サプライヤーが事業を行う国の法規制を完全に遵守して事業を行うことを期待するものです。本規範および適用法の規定に加えて、ラムのサプライヤーは、最新版のRBA行動規範（「RBA規範」）を遵守することを求められます。RBA規範の現行版（8.0、2024年発効）は、複数の言語版があり、<https://www.responsiblebusiness.org/code-of-conduct/>から入手可能です。本規範、RBA規範、または国もしくは地域の法に、同じ主題に関する要件が定められている場合、サプライヤーは、より厳しい要件に照らして評価され、その要件を満たすことが求められます。

エンゲージメントとパフォーマンス

ラムリサーチのデューデリジェンスとコンプライアンスへの取り組みを支援するため、サプライヤーは、本規範を完全に遵守し、透明性をもって情報を共有し、自らの業務とサプライチェーンの継続的な改善に取り組むことが求められます。サプライヤーは、是正措置およびリスク軽減活動に参加し、データ要求に応じ、監査のために工場へのアクセスを許可し、コンプライアンス情報を速やかに開示しなければなりません。

本規範の規定を遵守しなかった場合、またはRBAが検証した正式な監査および是正措置プロセスを通じて相互に整合した是正措置を実施しなかった場合は、サプライヤーのスコアカードに影響を及ぼす場合があります。サプライヤーが本規範の要件を遵守しているかどうかは、当該サプライヤーとの今後の事業契約に関するラムの判断に影響を与え、その結果、当該サプライヤーが資格を失う可能性もあります。

労働

人権および労働慣行

ラムリサーチのサプライヤーは、関連する労働法規および雇用法規のすべてを遵守して事業活動を行うことが求められます。製造のいかなる段階においても、児童労働を使用してはなりません。「児童」とは、15歳、義務教育を修了する年齢、または国内での就業最低年齢のうち、いずれか最も高い年齢に満たない者を指します。現地法がない場合、学生労働者、実習生、見習い労働者の賃金率は、同一または類似の業務を行う他の初級労働者と少なくとも同じ賃金率とします。

ラムリサーチは、世界中のその業務運営およびサプライチェーンにおいて、人権の保護と尊重に取り組んでいます。サプライヤーは、強制労働、奴隷労働、年季奉公労働、非自発的労働、囚人労働の使用、奴隷制や人身売買、非人道的な扱い、違法な嫌がらせ、身体的または言葉による虐待、違法な差別を行ってはなりません。サプライヤーは、人権、児童労働、強制労働、人身売買に関連する国際規制および現地規制の要件を遵守していることを実証し、自らのサプライチェーンにおけるこうした慣行の発生を防止するために、関連する管理を実施し、適切なデューデリジェンスを行うことが期待されます。サプライヤーの労働者が行う業務はすべて自発的なものでなければならず、労働者は、妥当な通告をもって罰則なしに雇用を終了することができなければなりません。

サプライヤーとその代理人および副代理人は、身元証明書または移民文書（政府発行のID、パスポート、労働許可など）を保持してはならず、その他破棄、隠匿または没収してなりません。ただし、サプライヤーは、(i) 法により保持が義務付けられており、(ii) 労働者がその文書にアクセスすることができる場合は、文書を保持することができます。サプライヤーは、その代理人および副代理人によるパスポートその他身分証明書の没収を防ぐために、適切なデューデリジェンスを実施しなければなりません。サプライヤーとその代理人および副代理人は、労働者に対し、それらの雇用に関する採用料金その他関連料金の支払いを請求しないものとします。当該料金がサプライヤーの労働者によって支払われたことが判明した場合、サプライヤーは、当該料金を該当する労働者に速やかに返還するものとします。サプライヤーは、サプライチェーンで使用される人材派遣会社を監視して、強制労働や人身売買のリスクの評価および対処を徹底することが求められます。

サプライヤーは、現地の賃金法を遵守して、従業員の適正な報酬を計算し、支払うほか、法定手当を支払わなければなりません。サプライヤーは、労働時間（時間外労働を含みます。）が現地法またはRBA規範に定める上限を超えないよう徹底しなければなりません。法により義務付けられる場合、サプライヤーは、時間外労働の報酬については、通常の時間給を上回る賃金率を支払わなければなりません。サプライヤーの労働者による時間外労働はすべて自発的なものであり、緊急時や異常事態を除き、時間外労働時間は、週60時間を超えないものとします。サプライヤーの従業員には、7日間勤務につき少なくとも1日の休日を与えなければならず、勤務した各給与期間について、労働者に適時かつ理解しやすい賃金明細書を提供しなければなりません。サプライヤーは、懲戒措置として時給から金額を控除しないものとします。

差別とハラスメント

サプライヤーは、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性自認および性表現、民族性または出身国、障害、妊娠、宗教、政治的所属、組合への加入、対象退役軍人の地位、保護されるべき遺伝情報、婚姻状況、および適用法の対象であるその他の特性に基づく差別やハラスメントを認めてはなりません。賃金の支払い、昇進、報奨の授与、研修への参加など、採用および雇用慣行における差別的行為を防止するために適切な措置（懲戒方針や手続きを含みます。）を確立し、社内で適切に伝達するものとします。サプライヤーは、労働者が宗教的慣習や障害に対して合理的な配慮を受けられるよう徹底しなければなりません。サプライヤーは、有害、強制的、医学的に不必要な、または差別的に使用される可能性のある医療処置（遺伝子検査その他侵襲的な検査など）を受けるよう労働者に求めてはなりません。

結社の自由

現地法で禁止されている場合を除き、サプライヤーは、労働者が自ら選択した労働組合を結成し、これに加入し、団体交渉を行い、平和的な集会を行う権利、またはそのような活動を自粛する権利を尊重しなければなりません。団体交渉が適用される法的要件によって制限される場合、サプライヤーは、労働者が他の適法な労働者代表の形態に参加することを許可するものとします。労働者とその代表者は、差別、報復、脅迫、嫌がらせを恐れることなく、労働条件や経営慣行に関して経営者と率直に意見を交換し、懸念を共有できなければなりません。

安全衛生

労働安全および緊急事態への備え

サプライヤーは、その全従業員が安全な労働環境で業務活動できるよう徹底しなければなりません。サプライヤーは、従業員の安全衛生に対する潜在的なリスクを検知、回避し、これに対応するために、RBA行動規範またはISO14001/45001に沿った適切な措置を講じなければなりません。これには、可能な限り危険性を排除または低減すること、工程または材料を代替すること、適切な設計、工学的および管理的制御の実施、予防保全、安全な作業手順を通じて危険性を管理することが含まれます。こうした措置によっても危険を適切に管理することができない場合、労働者に、十分に保全された適切な個人用防護具を（無償で）提供しなければなりません。また、危険有害性に関連するリスクについての研修を従業員に実施しなければなりません。妊婦および授乳婦の職場における安全衛生上のリスク（業務割当に関するリスクなど）を除去または軽減するために、合理的な措置を講じなければなりません。サプライヤーは、授乳婦に対して合理的な配慮を提供しなければなりません。

サプライヤーは、潜在的な緊急事態と事象を特定し、評価し、緊急計画を実施することにより、その影響を最小限に抑えなければなりません。計画には、生命、環境、財産への危害の軽減を定め、緊急対応者の連絡先や復旧計画も含めるものとします。サプライヤーは、製造、寮、生産、倉庫の各エリアに、火災警報器、適切な消火設備、適切で遮るもののない避難経路、煙探知機を備え、火災発生時に労働者が確実に避難できるようにしなければなりません。緊急時訓練を定期的実施するものとします。

サプライヤーは、労働災害と職業病を特定、予防、管理、追跡、報告するための手順とシステムを整備するよう徹底しなければなりません。これには、従業員の傷害・疾病事例の報告、分類、記録、必要な医療の提供、事例の調査、および可能な限りその原因を排除するための是正措置の実施を奨励する規定を含めるものとします。

肉体労働と機械保護

手作業による資材の取り扱い、重いまたは反復的なリフティング作業、長時間の立ち仕事、非常に反復的なまたは力のかかる組み立て作業など、身体的に負荷のかかる作業への労働者の暴露を特定し、評価し、管理しなければなりません。サプライヤーは、機械が人身傷害のリスクをもたらす場所では、物理的なガード、インターロック、障壁を提供し、適切に維持しなければなりません。

衛生、食料および住居

サプライヤーは、労働者が清潔なトイレ、飲料水、衛生的な食品調理・貯蔵・食事施設を利用できるようにしなければなりません。労働者寮は清潔かつ安全で、労働者が利用しやすいように維持しなければなりません。サプライヤーは、寮に、適切な非常口、入浴およびシャワー用の温水、適切な照明、適切な換気、個人用品を保管するための個々に確保された宿泊施設、および合理的な個人スペースを備えるよう徹底しなければなりません。

安全衛生に関するコミュニケーション

サプライヤーは、機械的、電氣的、化学的、火災、物理的危険など、労働者が遭遇するすべての特定された職場の危険について、適切な職場の安全衛生情報と研修を（労働者が理解できる言語で）労働者に提供しなければなりません。製品安全データシートなどの安全衛生に関連する情報またはその他危険情報は、施設内に明確に掲示するか、労働者が識別でき、アクセス可能な場所に置かなければなりません。健康情報および研修には、該当する場合、性別や年齢など、関連する属性に特有のリスクに関する内容が含まれていなければなりません。すべての労働者に対して、作業開始前およびその後も定期的に訓練を行わなければなりません。サプライヤーは、労働者が安全衛生に関する懸念を提起することを奨励しなければならず、その後の報復に関与してはなりません。

環境

サプライヤーは、適用される環境法規に定めるすべての環境基準を満たすことで、大気、土地、水などの環境への影響を軽減する努力を示さなければなりません。サプライヤーは、適切なエネルギー、水、および廃棄物の効率化手段を採用し、工場の環境パフォーマンスの改善に取り組むことを奨励されます。必要な環境許認可（排出モニタリングなど）、承認および登録をすべて取得し、維持し、最新の状態に保ち、それらの運用要件および報告要件に従わなければなりません。

エネルギー消費と温室効果ガス（GHG）排出量

ラムリサーチは、2050年までに温室効果ガス排出量を正味ゼロにするという目標を掲げています。ロードマップの一環として、サプライヤーは、2030年までに科学的根拠に基づく目標を設定することが求められます。サプライヤーは、要求された環境および排出データを毎年ラムリサーチに提供し、科学的根拠に基づく独自の目標を設定するための適切な措置を講じる責任を負います。

サプライヤーは、エネルギーと水の年間消費量を報告し、関連する温室効果ガス生産量（すなわち、スコープ1、2、3排出量）を特定し、追跡し、緩和しなければなりません。

サプライヤーは、全社的な温室効果ガス（GHG）排出削減目標を含む、温室効果ガス排出削減計画を策定するものとします。サプライヤーは、エネルギー消費を削減するための適切な方法を検討し、実施しなければなりません。これには、以下が含まれますが、これらに限定されません。(1) 再生可能エネルギーの購入、(2) 工場のエネルギー効率を改善し、エネルギー消費を最小限に抑える、(3) エネルギー消費と温室効果ガス排出を削減する革新的技術を探求する。

汚染防止

サプライヤーは、汚染源において、または汚染制御装置の追加、施設プロセスの変更、その他の方法によって、汚染物質や廃棄物の排出および放出を最小化し、または排除するよう努めなければなりません。サプライヤーによる水、化石燃料、鉱物、原生林産物を含む天然資源の使用は、責任あるものでなければなりません。

サプライヤーは、生産慣行の変更、メンテナンスおよび施設プロセスの調整、材料の代替／再使用／節約／リサイクル、その他該当する手段など、天然資源保全対策の採用および実施に努めなければなりません。

有害廃棄物および固形廃棄物

化学物質、廃棄物、その他人体や環境に危険を及ぼす物質については、その安全な取り扱い、移動、保管、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄を確実にを行うために、特定、表示および管理しなければなりません。サプライヤーは、非有害固形廃棄物を特定、管理、削減し、責任を持って廃棄またはリサイクルするための体系的なアプローチを実施しなければなりません。サプライヤーは、有害廃棄物および固形廃棄物のデータが追跡され、正確に文書化されるよう徹底しなければなりません。

大気排出

業務運営から発生する揮発性有機化学物質、エアロゾル、腐食剤、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼副産物の大気排出は、必要に応じて、放出前に特性評価を行い、定期的に監視し、制御し、処理しなければなりません。サプライヤーは、大気排出抑制システムの性能を定期的にモニタリングしなければなりません。

材料の制限

サプライヤーは、製品および製造における特定物質の禁止または制限に関して、適用されるすべての法、規制、および顧客の要求事項（リサイクルおよび廃棄に関する表示を含みます。）を遵守しなければなりません。

水管理

サプライヤーは、水源を文書化、特徴づけ、監視し、水の使用量と排出量を管理し、保全と封じ込めの機会を特定するための水管理プログラムを実施しなければなりません。すべての工場廃水は、放出または廃棄の前に、必要に応じて、特性評価、監視、制御および処理を行わなければなりません。サプライヤーは、廃水処理および封じ込めシステムの性能の日常的なモニタリングを実施し、最適な性能と規制遵守を徹底しなければなりません。

倫理

倫理的行動

サプライヤーは、最高水準の誠実さをもってビジネス活動をしなければならず、すべての取引において正直に行動し、透明性を維持しなければなりません。サプライヤーは、ラムリサーチとの（契約上その他の）事業取引に先立ちまたはその間、ラムリサーチを誤解させたり、欺いたりしてはなりません。

サプライヤーは、以下に示す最高水準の倫理を守ることに同意しなければなりません。

ビジネスインテグリティ

サプライヤーは、あらゆる形態の贈収賄、汚職、恐喝および横領を禁止しなければなりません。サプライヤーは、非倫理的な商慣行を回避するための適切な方針および手続を採用し、贈賄法および汚職法（連邦海外腐敗行為防止法、英国贈収賄防止法、および該当する法域の適用されるすべての汚職防止法を含みます。）の遵守を徹底しなければなりません。

不適切な利益の禁止

サプライヤーは、ビジネス判断に不適切に影響を及ぼすため、ビジネスを獲得もしくは保持するため、または政府関係者もしくは民間企業の個人との間でその他の不適切な利益を確保するために、直接・間接に（金銭その他有価物の支払い、供与もしくは申し出、または支払いや供与の約束をする権限を他者に付与するなど）、金銭、贈答品、何らかの有価物（金銭および有形物だけでなく、食事および接待などの無形の利益および心付けも含みます。）を申し出ることも、受領することもできません。サプライヤーの従業員は、当社の[行動規範](#)、[倫理規範](#)および適用法を遵守することなく、政府関係者または国有団体に贈答品、食事、旅行、接待を申し出るほか、提供、約束または許可することはできません。当社の行動規範と倫理規範は、いずれもラムのウェブサイトから入手可能です。

- ラム行動規範：<https://www.lamresearch.com/company/ethics-and-compliance/>
- ラム倫理規範：<https://www.lamresearch.com/company/ethics-and-compliance/code-of-ethics/>

利益相反

サプライヤーは、自身の契約上の義務を履行する能力を危うくしまたは損なうような利益相反を回避する義務、および利益相反を生じさせる可能性がある関係性または提携をラムリサーチに開示する義務を負います。

利益相反は、ラムリサーチに速やかに開示されれば、適切に対処および回避することが可能です。開示は、オンラインの[利益相反開示フォーム](https://lamresearchcorp.ethicspointvp.com/custom/lamresearchcorp/forms/coi/form_data.asp?language=en) (https://lamresearchcorp.ethicspointvp.com/custom/lamresearchcorp/forms/coi/form_data.asp?language=en) から行うことができます。

知的財産

知的財産権は尊重されなければなりません。技術や知識の移転は、知的財産権を保護し、ラムリサーチの情報を安全に保護する方法で行われなければなりません。ラムリサーチの知的財産権（商標、ロゴ、著作権、営業秘密、「ノウハウ」および特許）は、当社の資産です。サプライヤーは、不正な開示や誤用から資産を保護しなければなりません。

公正なビジネス、広告および競争

サプライヤーは、公正なビジネスおよび広告に関する基準を守らなければなりません。当社は、サプライヤーに対し、サプライヤー自身の事業および当社の事業に適用される競争法および独占禁止法を遵守することを求めます。

プライバシーとアイデンティティの保護

サプライヤーは、適用されるすべてのプライバシー、個人データ保護およびサイバーセキュリティに関する法令・規制を遵守しなければなりません。

サプライヤーは、収集、保存、処理、送信、共有および消去するすべての個人データを安全に管理・保護するための組織的措置を講じなければなりません。

責任あるAI（人工知能）の利用

サプライヤーは、Lam Researchに提供する製品又はサービスの開発、提供又はサポートにおけるAI技術の利用について開示しなければなりません。開示対象は、利用しているAIシステムの目的、利用範囲及びその性質並びにリスク、そして機能及び制約に関する事項が含まれます。

サプライヤーは、自身のAI利用を管理・統制するための業界標準に沿ったプロセス及び手順を整備し、更に、データ保護、プライバシー、知的財産に関する法令等（新たに制定されるAI関連法令を含む）の遵守を確保しなければなりません。サプライヤーは、AI利用に伴うリスクを特定し低減するためのガバナンス体制を維持し、その結果として、AIが倫理的かつ公平に、個人又は集団に対する差別を引き起こすことなく利用されること、AIの説明可能性が確保されること、及び人間による管理・監督が適宜維持されることを確保する必要があります。

責任ある鉱物調達

サプライヤーは、社会的責任および持続可能な慣行を支持し、調達する原料および鉱物が現地法、国家法、国際法に従って生産されるように規制を遵守しなければなりません。サプライヤーは、経済協力開発機構（OECD）のデューデリジェンスガイダンスに則って、紛争鉱物（スズ、タンタル、タングステン、金）の調達に関するデューデリジェンスを行い、管理の連鎖（Chain of Custody）を実行することが求められます。サプライヤーは、紛争鉱物、ならびにコバルトおよびマイカの調達が、人権上の問題を助長することなく、また本規範の「人権および労働慣行」セクションに定める基準に抵触しないことを確保しなければなりません。サプライヤーは、Responsible Mineral Initiative（RMI）の最新の業界標準報告テンプレート（紛争鉱物報告テンプレート - CMRTおよび拡張鉱物報告テンプレート - EMRT）を使用して、鉱物の調達と使用に関する情報を毎年ラムリサーチに提供するように求められます。

マネジメントシステム

サプライヤーは、その業務運営の規模、内容および状況に適したマネジメントシステムを維持しなければなりません。これは、少なくとも以下に該当しているものとします。(a) 人権と環境を尊重するというコミットメントを含んでいること、(b) デューデリジェンスプロセスを組み込んでいること、(c) 本規範の範囲内で、サプライヤーが人権や環境に悪影響を及ぼした、または及ぼした一因となった場合、社内外のステークホルダーが懸念を提起し、救済を求めるための仕組みを提供すること、(d) サプライヤーの業務運営に関連する適用法およびラムリサーチの要求事項（本規範およびRBA規範を含みます。）の遵守を促進していること。

サプライヤーのマネジメントシステムには、本規範に関連する業務上のリスクを特定し、軽減するプロセス、継続的な改善を促進するプロセス、内部監査の仕組みのほか、以下の要素を含める必要があります。

会社のコミットメントと経営陣の説明責任

サプライヤーは、法令遵守と継続的改善に対するサプライヤーのコミットメントを確認する、企業の社会的・環境的責任に関する方針声明を行わなければなりません。これらは、経営幹部が承認し、現地語で施設内に掲示されるものとします。

サプライヤーは、マネジメントシステムおよび関連プログラムの実施を徹底する責任を負う上級幹部および会社の代表者を特定しなければなりません。上級管理職は、マネジメントシステムの状況を定期的に見直さなければなりません。

改善目標

サプライヤーは、社会、環境および安全衛生のパフォーマンスを向上させるために、書面によるパフォーマンス目標、ターゲット、および実施計画（それらの目標達成におけるサプライヤーのパフォーマンスの定期的な評価など）を策定しなければなりません。

研修と法的要件

サプライヤーは、適用される方針、手順、改善目標、法規制要件および本行動規範を組織全体として理解できるよう研修を行い、明確かつ正確な情報を管理職および従業員に伝達するためプログラムを導入しなければなりません。サプライヤーはまた、本行動規範の要件を含め、適用される法律、規制、およびラム要件の変更を特定し、監視するプロセスを採用または確立しなければなりません。

リスク評価とリスク管理

サプライヤーは、その業務運営に関連する法令遵守、環境、安全衛生、労働慣行および倫理的リスクを特定するプロセスを導入しなければなりません。サプライヤーは、各リスクの相対的重要性を判断するとともに、これらを管理し、規制遵守を徹底するための適切な管理上、手続き上および物理的な管理を実施するものとします。

監査、評価および是正措置プロセス

サプライヤーは、法律上または規制上の要求事項、本規範の内容、および社会的・環境的責任に関連する顧客との契約上の要求事項への適合を徹底するため、毎年自己評価を行わなければなりません。サプライヤーは、内部または外部の評価、検査、調査および審査によって特定された不備に対する是正措置プロセスを導入しなければなりません。サプライヤーは、工場／寮で実施されている労働条件／工程を監査・検証するために、ラムリサーチの従業員（または指定された代表者）の立ち入りを許可しなければなりません。アクセス権利が付与されない場合は、取引関係のさらなる見直しのためにエスカレーションされる可能性があります。

文書と記録

ラムリサーチのサプライヤーは、完全かつ正確な帳簿および記録を維持すること、ならびにすべての取引の適切な記録を確実に行うことを求められます。サプライヤーは、ラムの要求に応じて、本セクションで要求されるマネジメントシステム、およびサプライヤーによる本規範の規定の遵守について、ラムが要求する情報を提供しなければなりません。

苦情処理メカニズム

サプライヤーは、ラムリサーチの[倫理ヘルプライン](#)を介して、助言を求め、懸念事項を提起することができます。この倫理ヘルプラインは、匿名で懸念事項を報告することができる独立したサービスで管理されます。ラムの倫理ヘルプラインはこちら

(<https://secure.ethicspoint.com/domain/media/en/gui/35911/index.html>) から入手可能です。ラムの倫理ヘルプラインへの報告はすべて秘密扱いとし、サプライヤーとその労働者が、脅迫、仕返しまたは報復を受けることなく、苦情やフィードバックを共有することができる安全な環境を提供します。サプライヤーは、ラムの倫理ヘルプラインに関する情報を関連する労働者およびステークホルダーに周知し、労働者、その代表者、および必要に応じてその他の関連するステークホルダーと継続的にコミュニケーションをとるための独自の社内プロセスを確立し、維持しなければなりません。このプロセスは、本規範の対象となる業務慣行と条件についてフィードバックを取得し、継続的な改善を促進するように設計されるものとします。サプライヤーはまた、その人員が懸念を表明するための苦情処理プロセスも用意し、伝達するものとします。サプライヤーは、労働者が報復や仕返しを恐れることなく、コミュニケーションプロセスに参加し、苦情を訴えることができる安全な環境を提供しなければなりません。

サプライヤーの確認および宣誓

当社は、ラムリサーチのグローバルサプライヤー行動規範を受領し、ラムリサーチとの事業関係を通して、随時変更されることのある当該行動規範の遵守を徹底することを約束します。

上記に加え、サプライヤーは、RBA規範を確認する機会があったことを認め、ラムリサーチとの取引関係を通じて、随時変更されるRBA規範の適用条項を遵守することを約束します。

■ 確認しました。

X

Authorized Company personnel

会社名	ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。
会社から権限を付与された担当者の氏名	ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。
会社から権限を付与された担当者の役職	ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。
日付	ここをクリックまたはタップして日付を入力してください。

ラムリサーチのグローバルサプライヤー行動規範の詳細については、ethics@lamresearch.comまでお問い合わせください。